

国際支援とジェンダー秩序の変容 —アフガニスタン女性警察の事例から

藏田 明子

はじめに

女性の地位の問題は、今日の国際社会において重要な政策課題として認識されている。国内的・国際的なジェンダー平等実現のための主張は、国際人権レジームの「再ジェンダー化」¹を促し（土佐 2000: 98-100）、1967年の女性差別撤廃宣言以降、国連はジェンダー問題をグローバル・イシューとしてきた。1995年の第4回世界女性会議において採択された北京宣言及び行動綱領は、ジェンダー主流化（gender mainstreaming）を国家及び国際機関の重要な戦略として位置づけ、開発のみならず安全保障の分野においてもジェンダー主流化への取り組みが行われてきた。近年では、2014年にスウェーデン、2017年にカナダが、ジェンダー平等を外交の中核に置く「フェミニスト外交」を提唱し、女性のエンパワーメントと開発援助を密接に結びつけた政策を展開している。

一方で、女性の地位の問題が「文明論」と結びつき、政治利用されてきたことも指摘されてきた（山岸 2007; Towns 2010; 辻上 2014: 31）。女性の地位は、「文明的」発展レベルの指標として、国家を序列づけてきたのである。9.11以後の欧米社会の言説では、イスラーム世界における女性が、国際社会によって「救済されるべき」「犠牲者」として位置づけられ、例えば、ターリバーン政権下における女性の「ブルカ姿」のイメージは、攻撃目標であるターリバーンの「野蛮さ」の証明として機能した。さらに、女性の地位と権利の拡大は、介入の理由の一つとして機能したのと同時に、アフガニスタンの「文明的＝西洋的」な発展を示すメルクマールの役割を果たしてきた。

このような中で、女性の権利拡大を促進する国際社会の支援は、必然的にジェンダー秩序の変容を目指す介入度の高い政策であり、時にミソジニーとゼノフ

¹ 土佐によれば、国際人権レジームの再ジェンダー化、あるいはフェミニナイゼーションとは、「実際には男性中心主義に編成され運用されていた国際的な人権規範を、女性の人権という観点から再ジェンダー化、再編成すること」である（土佐 2000: 38 n.83）。

オビアを伴う暴力の対象ともなる。本研究では、そのような女性の焦点化を伴う国際社会の支援政策の一例として、アフガニスタン女性警察への国際支援について考察する。女性が近親者以外の男性から隔離されてきたアフガニスタンにおいて、男性と同じ職場で働く女性警察は、その存在自体が既存のジェンダー秩序に挑戦するものである。

本稿の構成は、以下の通りである。まず第一節では、国際人権レジームの再ジェンダー化の中で、女性の地位向上に向けた取り組みが国家のヒエラルキーの問題と密接に結びついてきた国際政治言説について詳述し、アフガニスタンのジェンダー秩序に国際政治が与える影響を理解するための枠組みを提示する。第二節では、近代以降のアフガニスタンにおける女性の地位の変遷やジェンダー政策、女性運動について歴史的に概観した上で、ポスト・ターリバーンのアフガニスタンにおけるジェンダー政策や女性運動、女性の経験について述べ、それらのジェンダー関係への影響について考察する。第三節では、女性に対する暴力を削減するために女性警察を増やそうとするアフガニスタン政府の政策とそれに対する内外の支援について、女性警察の幹部候補生育成を支援する日本の国際協力機構（JICA）担当者に行ったインタビューと、女性警察と地域の連携が比較的機能しているパーミヤンで女性の地位向上を支援するローカル NGO（Non-Governmental Organization）へのインタビューをもとに考察する。本研究では、アフガニスタンで働く女性警察官自身へのインタビューは叶わなかったため、それは別稿での課題としたい。

第一節 国際政治における女性像とヒエラルキー

国際政治において、国際人権レジームが出現するのは、ナチス・ドイツのジェノサイド等の経験を経た後、1948年に世界人権宣言が採択された時である（土佐 2000: 89）。土佐が指摘するように、国際人権レジームは、英米という覇権国を主軸とした「民主主義」勢力による戦後の規範形成から出発したが、次第に形成した当事者の意図から離れ、当事者の行為を制限し、当事者の価値観をも変えていくように自己発展していった。世界人権宣言の規範的テキストと現実の男女不平等構造の問題とを埋めるべく、国連ロビー周辺における女性 NGO ネット

トワークの活動を中心に、国際人権レジームは再ジェンダー化されていったのである（土佐 2000: 89-92, 98-100）。

1960年代に世界的に広がったフェミニズム運動は、法律上だけでなく事実上の女性差別撤廃を求め、1967年11月の第22回国連総会では「女性に対する差別撤廃宣言」が採択された（軽部 2007: 49）。加えて、1970年代には、女性の地位の低さが途上国における貧困・識字率の低さ・栄養不良などの諸問題の大きな要因であるという考え方が国連を中心に定着していった。1972年、当時のクルト・ワルトハイム（Kurt Josef Waldheim）国連事務総長は「開発と女性の役割」についての会合を開き、同年の国連総会は、1975年を国際女性年（International Women's Year）とすることを決定した（信田 2015: 2）。

1975年には、メキシコシティで女性問題に関する世界初の国際会議である第1回世界女性会議が開かれ、これを契機に女性差別撤廃のための制度的枠組みが構築されていった。1975年12月の国連総会では、1976年から1986年までの10年間を「国連女性の10年（United Nations Decade for Women）」とし、1979年の国連総会では「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women, CEDAW）」（女性差別撤廃条約）が採択された。1980年には第2回世界女性会議が、1985年には第3回世界女性会議がそれぞれコペンハーゲンとナイロビで開かれ、こうした会議を通して女性 NGO ネットワークとその影響力も拡大していった（軽部 2007: 49）。

1990年代に入ると、女性の問題は地域特有の問題ではなく一般的な「女性に対する暴力」の問題であるという認識が主流となる。1993年の世界人権会議では「女性の権利は人権である」という理念が掲げられ、同年の国連総会では「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択された。この宣言は、ドメスティック・バイオレンス（DV）や夫や恋人によるレイプのような私的領域における暴力を国際的な人権の問題として認識するものである（土佐 2003: 98-100; 軽部 2007: 50）。1995年に北京で行われた第4回世界女性会議と、そこで採択された「北京宣言」は、議論の焦点を「女性」から「ジェンダー」へとシフトさせ、既存の枠組みに単に女性を付加するのではなく、社会の構造や制度をジェンダー平等の視点から再構築していこうという「ジェンダー主流化」の方向を明確に示し

た（軽部 2007: 50; 信田 2015: 17-18）。当初は開発分野に関連した政策として認識されていたジェンダー主流化であったが、1990年代以降の内戦や地域紛争によって紛争下の女性に対する暴力に焦点があたるようになり、2000年に採択された国際連合安全保障理事会決議（国連安保理決議）第1325号は、政治・安全保障分野におけるジェンダー主流化を加盟国に求めるものであった。この決議は、紛争予防、紛争への介入、平和構築における国連の活動の指針となっている（尾崎 2007: 173-174）。こうした一連の政策と女性 NGO ネットワークの活動により、国際人権レジームの再ジェンダー化は大きく進んでいったのである。

このように女性の権利拡大のための活動が広がり、国際的な制度の枠組みが強化されていく一方で、女性の地位の問題は「文明化」の指標となって国家を序列づけてきた。アン・タウンズ（Ann E. Towns）は、活動家が何らかの規範に基づいて国家を行動させようとする場合、その規範に基づく序列の問題を提起すると指摘する（Towns 2010）。規範とは本質的に価値の問題であり、行為は規範に基づいて価値づけされる。規範は、特定の行為者に対し、よい行為と悪い行為を、望ましい行為と望ましくない行為を、ノーマルな行為とアブノーマルな行為とを認定し、そうした行為に基づいてその行為者を「よい」「悪い」「優れている」「劣っている」「文明的」「野蛮」などと分類する。この「価値づけ」こそが規範に力を与えるのである（Towns 2010: 44-47）。女性の地位は、規範として直接的に国家を序列・定義する指標となることもあれば²、過去の経済的・政治的・文化的発展状態の結果を示す指標、あるいは将来の国家発展の展望を測る指標として解されることもある（Towns 2010: 47-48）。国家における女性の地位が過去の発展状態の結果と見なされ、規範の変化が「進歩」として、文明や開発のレベルとして語られるとき、女性の地位はその国家の「発展段階」を示す指標として機能する。ゆえに、国際政治の中で自らの地位を向上させようとする国家は、女性の権利拡大や地位向上といった政策を採用しようとするのである（Towns 2010; 辻上 2014）³。

² 例えば、現在女性の参政権の有無は、国家を民主的かそうでないか定義する指標の一つとなる。女性に参政権がない国家は、非民主的で家父長的と定義される（Towns 2010: 47）。

³ 辻上（2014: 61）は、人間開発指数やジェンダー不平等指数、グローバル・ジェンダー格差指数のような統計が有する一方的権力性への留意についても触れている。

問題は、男女の平等や女性の権利という規範が、西洋の啓蒙思想とリベラルな価値観に由来するものとして語られるときである⁴。『文明的』な『西洋の』女性認識の広がりには『非文明的』な非西欧地域の女性を抑圧から救う」というような言説は、欧米で広く共有されている。たとえば、山岸（2007：300）は、欧米発信のフェミニズムが「中東の女性を“外から救済するしかない無能・惨めな存在”として客体化する傾向が強くと、彼女らの自助努力の現状や方向性（主体的な動き）については無頓着であることが多い」と指摘する。

山岸は、2001年に起きた「9.11」同時多発テロ後の言説を、テロリストを「文明」の対極にある「野蛮」なものとして言及して「文明論」の色彩を帯びると同時に、「抑圧される女性像」を介してイスラーム・テロ・ヴェール（女性抑圧）が「敵なる『他者』」3点セットのイメージで語られたと分析する（山岸 2007：300-304）。全身を覆う「ブルカ姿の女性」の写真や映像がメディアにあふれ、米軍によるアフガニスタン空爆が開始された後の2001年11月、ローラ・ブッシュ米大統領夫人が「テロとの戦いは女性の権利と尊厳への戦いでもある」と演説したように（Gerstenzang and Getter 2001）、アフガニスタンへの介入は、ターリバーン政権で抑圧されている女性を解放するという点からも正当化された。フェミニストの一部には、ジーン・ベスキー・エルシュテイン（Jean Bethke Elshtain）のように、対テロ戦争を正しい戦争として擁護し、イスラーム原理主義者と対話することは不可能と論じるものもいた（土佐 2007：195-199）⁵。ターリバーンが撤退した後のカーブルでひげを剃る男性や化粧をした顔を見せる女性の映像は、解放を象徴的に映し出すものとして機能した（山岸 2007：301）。他方で、ターリバーンの側も、姦通の罪で女性を処刑するにあたって、「私たちの名誉が守れることを、ターリバーン、神の軍隊に感謝を…。私たちが神に従う者であり、西洋に従う者でないことを神に感謝を」と叫んだと伝えられており、女性の権利という規範を西洋に結びつけていることがわかる（Gentile 1999；

⁴ タウンズが示すように、実際には男女平等思想や女性の政治的エンパワーメントの動きは、「リベラル」な西洋に限定されるものでなく、特に19世紀から20世紀初頭にかけて、ヨーロッパでは女性の「排除」が文明の指標であった（Townes 2010）。

⁵ 他方で、ドゥルシラ・コーネル（Drucilla Cornell）、シンシア・エンロー（Cynthia Enloe）、ジュディス・バトラー（Judith Butler）といった多くのフェミニストが「9.11」後のアメリカ軍事・外交政策に批判的であった点を付記しておきたい（土佐 2007：195）。

Towns 2010: 9)。

このように女性のイメージが政治的に作用する中で、女性やジェンダーの問題はポスト・ターリバーンのアフガニスタンにおいて焦点化されてきた。女性の権利拡大に向けた国際社会の支援は、「西洋」のイメージを持つと同時に、支援先のジェンダー秩序の変容を目指すために必然的に介入度が高い。ジュディス・バトラーが定義するように、ジェンダーは「恣意的で、かつパフォーマンス的な『行為』」であり、演じることによって生産・再生産される。正しく演じられない者は罰せられるが、それがジェンダー秩序の変容につながることもある(バトラー 1999: 245; 辻上 2014: 27-28)。アフガニスタンにおいては、たとえば女性の権利拡大に向けて活動する女性政治家は、ジェンダー秩序に挑戦し変容の可能性を引き出そうとするものであると同時に、ジェンダー秩序の規範から逸脱するものであり、ミソジニーとゼノフォビアが交差する暴力の対象となってきた。

アフガニスタンの歴史を振り返れば、王政時代のアフガニスタンは、時に「近代化」を目指して女性の権利拡大や地位の向上を図ってきた。クーデターによって王政が倒れた後も、共産党政府は、社会改革の一環として女性の社会参加を促進してきた。しかし、政府が強権的に、時に暴力をもって社会や宗教の規範を無視した政策を行う時、社会からの巨大なバックラッシュを引き起こした。内戦下では、抑圧的な政策がとられただけでなく、女性に対する暴力も猛威をふるった。そのような中で「ブルカ」をかぶることは、抑圧の側面だけでなく、社会の規範に基づいて自己を「守られるべき名誉ある女性」として表現し、暴力から自身を守る女性の選択という側面もあった。また、内戦下の暴力は多くのアフガニスタン人から生計の道を奪い、安全上・経済上の理由から国外に避難したものも多かった。男性が働けなくなる経験や女性が働き手とならざるをえない状況、あるいは海外で異なる文化を経験することは、ジェンダー秩序にも影響を与える。問題は、こうした経験がアフガニスタンにおける女性の地位や権利への理解にどのように影響するかである。

第二節では、近代以降のアフガニスタンにおけるジェンダー秩序や女性運動、ジェンダー政策について概観した後、ポスト・ターリバーンのアフガニスタンにおける女性の考え方や経験の多様性とそのジェンダー秩序への影響について考

察する。

第二節 アフガニスタンにおける女性支援の取り組みと国際支援

(一) 2001年以前のアフガニスタンのジェンダー秩序・女性政策・女性運動

アフガニスタンにおける女性の地位向上に向けた改革は、19世紀のアミール・アブドゥル・ラフマーン・ハーン（在位：1880-1901年）の時代にさかのぼる。パシュトゥーン人による国家の構築を目指し、近代化を推し進めようとしたアブドゥル・ラフマーンは、その近代化政策の一環として、部族の慣習法を改め、特定の条件下で女性に離婚の権利を認め、女性の結婚最低年齢を引き上げ、イスラームに基づいて女性に財産権を付与するなど、女性の法的権利を拡大した（Ahmed-Ghosh 2003: 3）。

アフガニスタンでさらなる女性の権利を拡大するための改革が進められたのは、進歩主義的知識人であったマフムード・タルズィーの影響が大きい。カンダハールの支配層に生まれたタルズィーは、アブドゥル・ラフマーン時代に父と共にアフガニスタンから追放され、オスマン帝国に在住していたが、アブドゥル・ラフマーンの息子アミール・ハビーブッラー・ハーン（在位：1901-1919年）によってアフガニスタンに呼び戻された（Ahmed-Ghosh 2003: 3）。イスタンブールやダマスカスで教育を受けたタルズィーは、「青年トルコ人」運動やイスラームの「近代的」解釈に影響を受け、アフガニスタンに戻るとハビーブッラーの治世下で国家の近代化を目指し、女性も含めた教育政策を推し進めた。アフガニスタンに最初の女学校が開設されたのも、ハビーブッラーの時代である（Levi 2009）。

1919年にハビーブッラーが暗殺されると、息子のムハンマド・アマヌッラー・ハーン（在位：1919-1929年）は、より急進的にアフガニスタンの近代化を進めていった。対外的には、アマヌッラーは、1919年に第三次アングロ・アフガン戦争でイギリスからの完全独立を果たしている。タルズィーの影響を強く受け、タルズィーの娘ソラヤと結婚したアマヌッラーは、ケマル・アタテュルクのトルコをモデルに、女性の権利拡大政策も熱心に進めていった。1923年に制定された最初の憲法で女性に投票権が与えられたのに続いて、1924年、アマヌッラー

は婚姻法を制定した。この婚姻法では、ジェンダー平等が強調され、結婚最低年齢、複数婚における要件、成人男女の強制的な婚姻の禁止、婚資の廃止などが規定された (Burki 2011: 47-48)。

アマヌッラーは女兒に対する世俗的教育を行うために、1921年にソラヤの支援の下、最初の女子小学校をカーブルに設立した。1927年までに小学校が2校、中等学校が1校、女性のために開校されている。しかし、一般の人々にとって世俗的教育はなじみがなく、娘をこうした学校に通わせる親は少なかった。都市部のエリートはこうした学校を歓迎したが、アマヌッラーの男女共学の学校を設立しようとした試みには強く反対した。1928年には、女子校を卒業したカーブルのエリート家庭の娘15人を、より高い教育を受けるためにトルコへ留学させたが、結婚していない若い女性を国外に送り出す政策は、アフガニスタンの社会規範に反するものとして受け止められた (Burki 2011: 46)。

アマヌッラーの女性政策を象徴していたのが、妻ソラヤの存在である。女性への教育や女性の雇用、離婚の権利を公に強く主張するソラヤは、アフガニスタンにとって異質でイスラームに反する存在と捉えられた。アフガニスタンで最初にジェンダー平等を主張する雑誌を発行したのもソラヤである (Levi 2009)。アマヌッラーはヴェール廃止を奨励し、アマヌッラーがイスラームは女性に身体を覆うことを要求していないと演説した時は、ソラヤは公衆の面前でヴェールを取った (Ahmed-Ghosh 2003: 4)。

こうしたカーブルを中心とした女性の「近代化」政策は、地方の部族にとってアフガニスタンの伝統に反するものであり、強い反感を生んでいった。アフガニスタン、特にパシュトゥーン人の居住地域では、女性は「財産」であり、女性の慎み深さと貞操は家族の「名誉」の問題である。それを守ることは、男性の社会における価値と地位を測るものであった。また、結婚は家族や部族間の同盟を示し、部族や家族の社会的地位を高めるものであり、したがって離婚は許されなかった (Burki 2011: 47; Ahmed-Ghosh 2003: 2-3)。このような価値を持つアフガニスタン男性にとって、女性が自身で結婚相手を決めることを可能にし、婚資を廃止した1924年の婚姻法は、彼らの社会的地位、家族に対する権利、経済的保障を脅かすものだったのである。

1928年になると、地方ではアマヌッラーに対する反対運動が起き、アマヌッ

ラーは政策の転換に追いやられた。女学校は閉鎖され、再びヴェール着用が義務づけられるようになった。1929年3月、アマヌッラーはタジク人のハビーブッラー・カラカニー⁶によって王位を追われ、国外に逃れることになった (Burki 2011: 49)。

1929年に王位に就いたムハンマド・ナーディル・シャー (在位: 1929-1933年) は、地方の部族や宗教指導者の意見を重んじ、漸進的な女性政策を採用した。ナーディル・シャーは、都市部のいくつかの女学校を再開するにあたって部族や宗教指導者の許可を取り、アマヌッラーの時代を想起させないように学校の名前を変更した。学校の教育内容も、イスラームに反しないよう聖職者の監督下に置かれた。だが、多くの王族やエリートは、自分の子どもを留学させていた。アマヌッラーが制定した婚姻法を含む民法は廃止され、女性の投票権も剥奪された (Burki 2011: 50)。

ナーディル・シャーが1933年に暗殺されると、息子のムハンマド・ザーヒル・シャー (在位: 1933-1973年) が王位に就いた。父と同様にザーヒル・シャーも漸進的な女性政策や社会改革を行ったが、40年間の安定した統治の間に女性の権利や社会参加は拡大していった。ザーヒル・シャーは、女性の教育機会を高めるために全国に女兒のための小学校を建築し、1950年にはカーブルに初の女子大学が、1957年にはヘラートにおける初の女子高等学校が設立された (Burki 2011: 50)。

1960年代に入ると、女性の政治参加も拡充していった。すでに1958年には、国連に女性のアフガニスタン代表が送られていた (Heath 2011: 13)。1964年にザーヒル・シャーが制定した新憲法では、女性に参政権が認められ、下院議会 (ウラスィー・ジルガ) で3人、上院議会 (メシュラーノ・ジルガ) で3人の女性議員が誕生している。1966年には、クブラ・ヌールザイ、1969年にはシャフィカ・ジアイが女性として閣僚になった (Burki 2011: 50-51)。

当初、女性の就労は、教育や医療のような男性との接触が限定された領域に限って奨励されていた。しかし、1953年に首相に就任したムハンマド・ダーウード・ハーンがソビエト連邦の支援で進める社会改革の下、都市中心部に限定され

⁶ バッチェ・サカウ (水運搬人の息子) とも呼ばれる。1929年アフガニスタンに帰国したナーディル・シャーによって、同年11月に処刑されている。

てはいたものの、女性は、国営アリアナ航空の客室乗務員、政府オフィスの受付、国営の電話局のオペレーターとして働くようになった。ダーウードはヴェールの廃止にも取り組み、1959年8月24日、独立記念の祝典の場に、王族の女性と軍人の妻はヴェールなしで現れた。ヴェールなしで妻を伴うことを拒否した軍人は職を解かれ、中には逮捕される者もいた (Burki 2011: 51)。ダーウードのヴェール廃止の取り組みは地方にも及び、部族への助成金の廃止や徴税と合わせて反乱を引き起こす要因となった。政府の建物は焼かれ、ヴェールなしで外出していた女性が群衆に殺される事態となった。反乱は軍によって鎮圧され、反乱の指導者は処刑された (Burki 2011: 52)。

1973年、クーデターによって政権を奪取すると、ダーウードは1977年の新憲法の中で女性の権利を明記した。同年に制定された民法では、女性が親族の同意なしに結婚相手を選択できる結婚の自由が認められていた。しかし、こうした規定が実施されていたのは、カーブル、ヘラート、マザーリシャリーフといった都市部に住むエリート層の間に限られ、アフガニスタンの大部分では、部族の慣習法に沿った結婚が行われていた (Burki 2011)。

1978年にダーウードがクーデターによって追われ、アフガニスタン人民民主党 (People's Democratic Party of Afghanistan, PDPA) が政権を取ると、より急進的な社会改革が行われた。法令によって男女平等が規定され、婚姻最低年齢は、男性が18歳、女性が16歳とされた (Ahmed-Ghosh 2003: 6)。地方では、女性が強制的に教育を受けさせられ、娘に共産主義的、非イスラーム的な教育をされるのではないかと怯えた人々は、学校や政府の建物を焼き討ちした。政府はこうした反対を軍事力で抑えようとしたが、地方での反乱は増していった。PDPA政府は自身の支配下にあるカーブル、ヘラート、マザーリシャリーフのような都市部において女性の労働参加を積極的に進め、教員の70パーセント、医師の40パーセント、大学生の50パーセントを女性が占めるようになった。多くの男性がムジャーヒディーンとなって政府と戦うか、政府軍へと徴用されたため、従来男性の仕事として認識されていた法律職や技術職においても女性が雇用されるようになった (Burki 2011: 53-54)。

一方、1970年代には、女性の権利向上を目指す運動も行われるようになった。1970年に洋服姿の女性がイスラーム原理主義者に攻撃されると、カーブルでは

5000人の女性が抗議に集まった（Brodsky 2011: 78）。1977年にカーブル大学の学生ミーナ・カシュワール・カマールによって創設された女性への平等な権利と教育を訴える活動団体アフガニスタン女性革命協会（Revolutionary Association of the Women of Afghanistan, RAWA）は、PDPA政府への反対活動を展開し、多くの女子学生が参加した（Brodsky 2011: 78-79）。

1979年12月にソビエト軍がアフガニスタンに侵攻すると、カーブルのような都市部は比較的安全であったが、戦地となった地方は混乱に陥り、多くのアフガニスタン人が殺害され、あるいは国外に移住するか国内避難民となった。アフガニスタンの生活を支える灌漑システムは破壊され、農産物の生産は激減した。パキスタンに逃れた難民女性の中には、自身のアフガニスタンでの経験以上に行動を制限された者も多かった（Jackson 2009: 7-8）。

1988年にソ連軍が撤退した後1992年まで続いたナジーブッラー政府が崩壊すると、ブルハヌッディン・ラッバーニーを中心に、ムジャーヒディーンによるイスラーム政府が誕生した。ムジャーヒディーンは大統領を定期的に交代する合意をしていたが、同年12月にラッバーニーが地位から退くことを拒むと、アフガニスタンは内戦状態に陥った。

内戦下のアフガニスタンでは、女性に対する暴力が深刻であった。ラッバーニー政府は、シャリーア法による統治を宣言し、厳しい行動の制限を女性に課した。女性の誘拐・性的暴行・強制結婚などが増え、市民を恐怖させる戦場での武器として、また戦闘員への報酬としてレイプが行われた⁷。ムジャーヒディーンの支配地域では、女性は通学や働きに外に出ることを禁止されることが多かった。戦闘が激しい地域では、レイプされるのを恐れて多くの親が娘を通学させず、「保護」のために早い年齢で結婚させた（Jackson 2009: 10）。

1993年頃より、自らをターリバーン（学生）とよぶ集団が力を伸ばし始め、1995年にはアフガニスタンの大半を支配し、1996年にはカーブルに政府を樹立するに至った。ターリバーンは暴力を終わらせ秩序を回復させると宣言し、非

⁷ 土佐（2000: 16-17）は戦場でのレイプについて、『女性の肉体を媒介にして、男性が敵国の男性の所有権（男性化された国家主権）を意図的に侵犯する』というのが、戦争で行われるレイプの象徴的意味である。所有権を侵された側は、『男らしさ』の喪失、つまり事実上の敗北という屈辱を受けたことになる。『夫の財産権への侵害』という家父長的な価値観の文脈があって、この象徴的な攻撃は大きな意味を持つ』と説明する。

常に厳格なシャリーア法理解に基づく統治を行った。女性への教育は廃止され、医療分野を除いて女性は働くことを禁止された。女性が外出する場合、近親の男性の同伴と、身体をすべて覆い隠すブルカの着用が義務づけられた⁸。長期の内戦により多くの女性が寡婦となっていたが、彼らは働くことができず、多くが家族を養うために自宅で少女の家庭教師をする、あるいは売春をするといった違法の労働や物乞いで生計をたてていた。教師の多くが女性であったため、教育が許可されていた少年にとっても、教育機会が限られることとなった（Jackson 2009: 11）。一方、女子教育を密かに続けることによって、ターリバーンに抵抗する女性教師も存在した（Brodsky 2011: 81）。

（二）ポスト・ターリバーン（2001年以降）の女性政策とジェンダー秩序

2001年9月11日に起きたアメリカ同時多発テロは、アフガニスタン情勢を一変させ、アフガニスタン女性を取り巻く状況にも変化が起きた。ターリバーン政権下の「抑圧された女性」像は、アメリカによるアフガニスタン侵攻を正当化すると同時に、国際政治における安全保障のジェンダー主流化と相まって、ポスト・ターリバーンのアフガニスタンにおいて女性の権利の問題を焦点化した。こうした政治状況は、海外へと逃れていたエリート女性に活動機会をもたらすと同時に、拡大した女性の権利や活動への反発も生んでいった。治安状況が改善しない中、地方の貧しい女性にとっては生きていくのに厳しい状況が続いていった。

2001年12月、アフガニスタン復興の政治的シナリオを決定したボン会議とほぼ同時に、ブリュッセルでは最初のアフガン女性サミットが開催され、海外に逃れていたアフガニスタン女性が参加した（Erlanger 2001）。ボン会議で決められたボン合意では、アフガニスタン暫定政権の行政機構として女性課題省が設置され、女性人権活動家のシマ・サマールが副議長兼女性課題担当大臣を務めることになった⁹。

⁸ タリバーン政権下では、男性もジェンダーに基づいた行動の制限を受けた。男性はひげを伸ばし、伝統的なシャルワール・カミーズを着用することを強要された。

⁹ ローカル NGO シュハダ機構（Shuhada Organization）の設立者でもあるシマ・サマールは、シャリーア法を問題視する発言をしたことから脅迫を受けるようになり（Steele 2002）、一年で辞任している。現在は、アフガニスタン人権委員会の委員長を務めている。

ボン合意の規定によって 2002 年 5 月に設置されたアフガニスタン憲法委員会は、カルザイ議長によって指名された 35 人の委員のうち 7 人が女性であった (Schneider 2005: 190)。2004 年に制定されたアフガニスタン憲法は、22 条 1 項であらゆる差別や特権を禁止しており、2 項は「アフガニスタン国民は、男性も女性も法律の下で平等な権利と義務を有する」¹⁰として、男女平等を明記している。さらに、アフガニスタン憲法は、議会において女性に一定数の議席を割り当てている。83 条は下院議会 (ウラスィー・ジルガ) において 34 の各州の議席で少なくとも 2 人の女性が議員になることを保障し、これは下院議席の約 25 パーセントが女性に割り当てられることを意味している。84 条では上院議会 (メシュラーノ・ジルガ) において大統領が任命する議員の 50 パーセントを女性にするよう定められている。2017 年時点で、女性下院議員は 69 人存在し、全 249 議席の 27.7 パーセントを占める。上院議員は全 102 議席中 27 人が女性である (Frogh 2017)¹¹。また、43 条はアフガニスタンの全ての国民が教育を受ける権利を持っているとし、44 条では、国家に女性のための教育を普及する義務を課している。48 条は、労働を全てのアフガニスタン人の権利としている。

ポスト・ターリバーンのアフガニスタンには国際社会が強く介入していることもあり、国連安保理決議第 1325 号と 2003 年に批准した女性差別撤廃条約に基づいた女性の社会参加と権利拡大のための法整備も多く行われてきた。例えば、2008 年の「アフガニスタン女性のための国内行動計画 (National Action Plan for the Women of Afghanistan)」は、ジェンダー主流化を通じたジェンダー平等を目標としている。同年の「国家開発戦略 (National Development Strategy)」でも、ジェンダー平等とその実現手段としてのジェンダー主流化は主要なテーマの一つとなっている (Larson 2011: 121)。中でも、2009 年に定められた「女性に対する暴力撤廃法 (Elimination of Violence against Women、

る。

¹⁰ 登利谷正人の日本語訳 (2005) による。なお、草案では「男性も女性も」という記述は含まれていなかった (登利谷 2005: 267 n.23)

¹¹ 州レベルでは、女性議員は 296 人おり、全体の 11.4 パーセントである (Frogh 2017)。アフガニスタン下院における女性への議席割り当て制度は、本来全ての者に開かれた全議席のうち、各州 2 議席を女性に割り当てるというもののだが、議会の言説では「女性の議席」「男性の議席」という言い方がなされ、結果、残りの議席が男性のものであるかのような認識を生んでいる (Larson 2011: 122)。

EVAW)」の意義は大きく、アフガニスタンで初めて強制結婚や児童婚、女性の売買なども含んだ女性に対する暴力行為を刑事罰の対象とするものである。さらに2018年には、「女性と子どもに対するハラスメント禁止法 (Prohibition of Harassment against Women and Children)」が制定され、ハラスメント行為に刑事罰が科されるようになった (Ghubar, 2018b)。

このように、2002年以降、アフガニスタンの女性の権利に関する法制度は、ある程度順調に整えられてきたといえる。しかしながら、法と現実との差は大きい¹²。例えば、女性への教育は再開されたが、地方では、伝統を重んじる家族の反対や、安全上の理由から学校に通えない女性も多く、学校や教員の数自体も少ないため、教育機会は限られていた (Brodsky 2011: 83)。女性の隔離は、安全上の理由も大きいのである。2007年ローガル州のプリアラム郊外で、女子高等学校が攻撃され、3ヶ月後には同学校に通う女子学生2人が撃たれて亡くなっている。2008年には、カンダハールで女子学生15人と教員がアシッド・アタック (酸攻撃) の被害に遭っている (Brodsky 2011: 83-84)。アフガニスタンの15歳以上の識字率は全体で31パーセントだが、女性に限ると17パーセントである。都市と地方の格差は大きく、カーブルの女性の識字率が34.7パーセントに対し、南部では1.6パーセントの州もある (UNESCO Office in Kabul 2017)。

都市部では高学歴の女性がニュース・キャスター、教員、NGO職員、政府職員といった仕事を再開したが、こうした女性は脅迫や攻撃の対象となり、時に殺害されることもある。安全上の理由や、女性が働くことに否定的な家族や近隣住民の意見、また、そもそもの失業率の高さなどが、都市部でも女性の就労を難しくしている (Brodsky 2011: 84)。女性を標的にした暴力は、ポスト・タリバーンのアフガニスタンでむしろ増加しているといわれている。後述するように、女性警察官もそのような暴力の対象となってきた。さらに、貧困から、売春を余儀なくされる女性も多い。売春はアフガニスタンではタブーであり、「西洋人のために外から持ち込まれたもの」と「他者」のイメージで語られる (Tang 2011: 154)。実際にアフガニスタンで働く外国人を対象とする外国人が働く売春宿も存在するが (Tang 2011: 158)、例えば、アフガニスタン全体で100万人、うち

¹² 林 (2016) は、カーブル近郊の農村女性へのインタビューから、法整備と農村に住む成人女性の抱える問題との「ずれ」を指摘している。

カーブルに 50,000 人いるといわれる寡婦の多くが廃屋に住み、売春や物乞いで生計を立てている (Heath 2011: 14)。子どもを持つ寡婦は再婚の機会も少なく、識字率の低さや技術を持っていないことから、就労するのも困難である (Heath 2011:14; Tang 2011: 154)。

また、カルザイ大統領下のアフガニスタン政府も、カルザイ自身が選挙やターリバーンとの和解を模索する中で女性の権利を軽視する動きをみせるなど、女性の権利拡大について一貫して支援する姿勢を示していたわけではなかった。例えば、閣僚の女性の数が少ないことについて、カルザイの説明は、女性の居場所が十分に保障されているのは下院選挙の結果が示しているというものであった (Brodsky 2011: 84)。また、2009 年、女性の権利を著しく侵害するシーク派家族法に署名したとして、カルザイは国際社会や女性活動家から激しく批判され、見直しを迫られた (Esfandiari 2009)。このシーク派家族法では、夫は妻が性的要求に応じなければ扶養しなくてよいといった規定や、妻は夫の許可なく外出できないという規定を含み、カルザイの署名は、選挙を前にシーク保守派の支持を得るために行ったと解された。このようなカルザイの女性の権利問題に対する姿勢に女性活動家は危機感を抱き、ターリバーンとの和平に向けた対話の可能性が伝えられると、女性の権利の問題が交渉の道具になるのではないかと懸念を示した (Cameron and Kamminga 2014)。特に 2014 年には NATO の撤退が決まっていたため、女性活動家の危機感も大きかった。

2014 年の選挙でモハンマド・アシュラフ・ガニー・アフマドザイが大統領に就任すると、ルーラ・ガニー夫人の役割が目されるようになった。ガニーは大統領就任演説でルーラが女性や子ども、国内避難民への支援をしてきたことに感謝を述べ、人々を驚かせた (Ryan 2014)。カルザイの妻は公共の場にほとんど姿を見せなかったが、アメリカに移住し世界銀行で長期間勤務していたガニー大統領と、レバノン国籍を持つクリスチャンのルーラは、ともに女性の地位向上や権利の拡大に熱意を示し、ルーラは大統領官邸に執務室を設け、積極的に公の場に姿を見せ、女性の権利拡大に努めている。

女性活動家や女性議員が女性への暴力の問題に取り組む中で、焦点があてられるようになったのは女性警察官である。アフガニスタンにおいて、女性に対する暴力、特に DV は深刻で、グローバル・ライツの 2008 年の調査では、87 パ

一セントの女性が人生において身体的、性的、あるいは精神的暴力を受けた経験があると答え、そのうち 62 パーセントが多様な形の暴力を経験したと話している (Hancock 2013: 2; UN Women n.d.)。しかし、アフガニスタンの女性は男性警察官に自分が受けた暴力について話すことができず、多くの暴力が報告されないまま見逃されている状況であった。こうした状況の改善のために、女性警察官の必要性が強調されるようになったのである (Hancock 2013: 2; Jalal et al. 2011: 134-135)。2008 年のアフガニスタン女性のための国内行動計画では、セキュリティ部門にジェンダーの視点を取り入れ、女性の人数を増やすことが提唱され、2009 年の女性に対する暴力撤廃法では、女性の暴力削減における内務省の役割が強調された (Kubota, et al. 2016: 10-11 n. 12, n.13)。もともと治安改革はアフガニスタン第一の課題であり、アフガニスタン警察の構築は国際社会の支援を受けてきたが、アフガニスタンのこうした状況を受けて、2010 年頃より国際社会も女性警察支援に力を入れるようになっていった¹³。しかしながら、アフガニスタンでは男性と一緒に働く女性警察官は女性にとって望ましくない職業と考えられてきたため、女性警察官の人数を増やすことには困難が伴った。第三節では、アフガニスタン女性警察と、支援する国内外の活動を取り上げ、女性警察官の存在、経験、彼女らへの支援活動が、アフガニスタンのジェンダー秩序に与える影響について考察する。

第三節 アフガニスタン女性警察支援の取り組み

(一) アフガニスタン女性警察の概要

アフガニスタンで最初に女性が警察官になったのは、ザーヒル・シャーの時代、女性に選挙権が認められた 3 年後の 1967 年である。当初、女性警察官は 6 人であったが、1973 年には 42 人に増加している。その後、紛争下のアフガニスタンでは人数が減少し、1996 年以降のターリバーン政権下では、女性刑務所で勤務する者を除いて、女性が警察として働くことが禁止された。ターリバーン政権が崩壊し、暫定政権が発足すると、再び女性警察官が雇用されるようになった。

¹³ アフガニスタン女性警察幹部候補生育成支援 JICA 担当者へのインタビュー、2018 年 10 月 31 日。

2005年には女性警察官が180人存在し、これは全警察官53,400人のうちの0.3パーセントである。国際社会の支援による平和構築下にあったアフガニスタンでは、女性の権利拡大・ジェンダー平等のための政策が強調されていたが、この数字はそのような視点からはあまりに少ないものであった(Hancock 2013: 2)。当時内務省のジェンダー・アドバイザーを務めていたトニタ・マレー(Tonita Murray)は、彼女たちは人数が少なく、また警察の建物の外で働くことが少ないため姿が見えず、役割も補佐的なものに限られているので、基本的に伝統に挑戦しているわけではないという見解を示している(Murray n.d.: 18-19)。

先述したように、アフガニスタンで深刻な問題となっている女性への暴力を削減するため、女性議員や女性活動家から女性警察官の必要性が強調されるようになり、アフガニスタン政府も女性警察官雇用のためのイニシアティブを開始した。2010年には、女性警察官の数は全警察官112,000人中929人、0.8パーセントとなる。2010年と翌2011年、アフガニスタン内務省は、「国家警察計画(National Police Plan)」およびその「戦略(Strategy)」の中で2014年まで5,000人(全警察官の3パーセント)の女性警察官の雇用を目標として設置した。2011年には女性警察官の数は1,300人になり、全警察官130,000人の1.0パーセントに達する(Hancock 2013: 12-15)。2018年には、3,200人の女性警察官が雇用され、全警察官129,000人の2.5パーセントを占めるようになった(Rasikh et al. 2018: 7)。女性警察官の数は一定して増加傾向にあるといえるが、2017年のタシュキール(組織計画)で女性警察官に用意されていた5000の職には達していない。女性のために用意された職の多くに男性が雇用されているのが現状である。こうした状況は、上級職にある者が女性の登用に関心を示さないことや、雇用の基準を満たす女性が見つからないことなどが要因としてあげられている(Rasikh et al. 2018: 7)。また、女性の上級職への昇進は少なく、2018年に将官(general)になっている女性は2人で全体の0.4パーセント、佐官(colonel)になっている女性は22人で全体の0.9パーセントである(Rasikh et al. 2018: 8)。

女性警察官の数は、地域差も大きい。カーブルの警察本部で勤務する者が429人と圧倒的に多いのに対し、パクティカ州、ホースト州、ヌーリスタン州、ローガル州、ラグマーン州、クナール州では、女性警察官がいないか、ごく少数が勤

務するのみである。ファウズィーヤ・クーフィー下院議員によれば、女性警察官の地域差は安全上の理由が大きく、たとえば治安が安定しないカンダハール州では、女性警察官は少なく、また攻撃の対象になりやすい(Jalal at el. 2011: 135)。

現在、女性警察官を志望する者は、民族的にはハザラ人が多い。久保田らの調査によれば、2015年にトルコで研修を受けていた幹部候補の新人女性警察官の60パーセント以上がハザラ人であった(Kubota et al. 2016: 17)。ハザラ人の人口が、アフガニスタン人の9パーセントほどであることを踏まえると¹⁴、女性警察官に占めるハザラ人は圧倒的に多いことになる。逆に、パシュトゥーン人は、人口が全体の40パーセントを占めるといわれているのに対し、新人女性警察官に占める割合は8.3パーセントである。タジク人は、人口に占める割合が27パーセントに対し、新人女性警察官に占める割合が20.8パーセント、ウズベク人は、人口に占める割合が9パーセント、新人女性警察官にしめる割合が6.8パーセントである(Kubota et al. 2016: 17)。アフガニスタンのローカル NGO であるシュハダ機構へのインタビュー¹⁵によれば、内務省がトルコで研修を受ける新人女性警察官を募集するにあたって応募締め切りを設けた際、パシュトゥーン人やタジク人は応募が少なく、募集人数に満たなかった。当初、内務省もハザラ人が突出しているのは民族バランスを考えると望ましくないとして、パシュトゥーン人やタジク人の応募を待っていたが、目標人数に達しなかったため、ハザラ人にさらに募集がかかったとのことである。このインタビューによれば、誇張しては言いたくないが、ハザラ人は女性が就労し、稼ぎ手となることに比較的肯定的な認識を持っているので、女性が警察官を志すことへの抵抗も少ないのだろうということであった。これについては、後述する。

第一節で述べたように、アフガニスタンの伝統的な考え方では、男性と一緒に働き、時には夜勤もありうる女性警察官は、女性にとって望ましい職業ではない。アフガニスタン女性にとって、警察官になるという選択は、「売春婦と変わらない

¹⁴ アフガニスタンにおける各民族の人口に占める割合について、ここでは久保田らの調査報告書に用いられている CIA World Factbook で 2016 年に記載されていた数字を採用している。2018 年現在、CIA World Factbook はアフガニスタンの各民族の人口に占める割合は現在統計が存在していないとして掲載していない。Central Intelligence Agency. Afghanistan. *World Fact Book*. <https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/af.html> (最終閲覧日 2018 年 11 月 28 日)

¹⁵ シュハダ機構代表ジャワ・ワファ氏へのインタビュー、2018 年 11 月 25 日。

い] 社会規範に外れる行為であり、本人だけでなく家族にとっても恥と考えられるスティグマである (Hancock 2013: 28; Rubin 2015; Dimasi and Zimmer 2017)¹⁶。過去、警察官への応募は、寡婦のように経済的必要性に迫られた女性が食べていくためにすることも多く、以前は中学卒業程度が警察応募の要件であったが、実際には読み書きができない女性も警察官になっていた¹⁷。一方、教育程度の高い女性にとって、警察官は地位が低くかつ危険という魅力がない職業となっている (Hancock 2013: 21, 28)。

このような女性警察官像を変化させ、また女性警察官の身を守るために、アフガニスタンでは国際社会の支援の下に、様々な試みがなされてきた。次項では、こうした国内外の支援について考察する。

(二) アフガニスタン女性警察への支援と女性警察像

女性警察官への否定的な認識を変え、その人数を増やすために、国際社会は様々な形の支援をしてきた。たとえば、2010年以降、ドナーの提供する資金で、女性警察を含む警察を肯定的に描く警察ドラマが作成されてきた。2010年にはアメリカの資金で『イーグル・フォー』という男性2人女性2人の警察チームが活躍するドラマが放送され、2012年にはドイツの資金で『コミッサー・アマヌッラー』という自身も女性警察として働いていたサバ・サハールが監督・出演するドラマが放送された (Hancock 2013: 17-18)。こうしたドラマはフィクションではあるが、アフガニスタン人が描く女性警察像にも影響を与えてきたといつてよい。新人女性警察官の中には、志望動機に映画やテレビドラマで見た女性警察への憧れを語るものもいた¹⁸。

女性警察官に対する劣った存在としての認識は、警察内部におけるハラスメントの蔓延にもつながっている (Hancock 2013: 21, 28)。加えて、女性専用で使用できる設備が少ないことが、彼女たちの脆弱性につながっている。警察内には、女性専用、あるいは鍵をかけて使用できるトイレや、女性専用の休憩室、更

¹⁶ アジア財団の2015年の調査によれば、軍あるいは警察というセキュリティー部門で女性が働いてもよいと考えているアフガニスタン人は41.4パーセントである (Kubota et al. 2016)。なお、アフガニスタンでは、男性警察官の地位も低く見られている。

¹⁷ JICA 担当者へのインタビュー。

¹⁸ 同上。

衣室、食堂といった設備が殆どない。更衣室がないために自宅から制服を着て出勤する者もいるが、女性警察官は攻撃の対象になりやすいので、外部で制服を着用することは攻撃される危険性を増すことになる。また、女性専用設備がないことは、夜勤を行う女性警察官にとって否定的な見方を強化するものでもある (Kubota et al. 2016: 29-30)。このような状況を解消するために、カナダや韓国といった国々では、女性専用設備への支援を行っている (Rasikh et al. 2018: 15)。2018年4月には、カナダの支援でカーブルに「ウイメンズ・ポリス・タウン」と呼ばれる女性警察のための居住区の建設が始まっている (Ghubar 2018a)。

2014年からは、日本のJICA、トルコ政府、国連開発計画 (UNDP) の協力の下、トルコのシヴァス (Sivas) 警察訓練センターで、幹部候補の新人女性警察官を対象にした警察業務に関する4カ月間の研修が開催されるようになった (JICA 2015)。女性警察官に対する否定的な認識を変化させるため、2010年頃より能力が高い女性の雇用を促進するように高校卒業以上を応募要件とし、幹部候補生として採用して比較的高い給料を払うようにしたのである¹⁹。シヴァス警察訓練センターでは、NATOによる治安強化のためのトレーニング・ミッションの一環として、男性アフガニスタン警察幹部候補生の訓練が行われるようになっていた。2011年からは、この警察官訓練プロジェクトに、JICAが資金協力の形で関わるようになった²⁰。2014年1月の最初のシヴァスにおける女性警察訓練には94人が参加し、2018年までに1,100人以上が訓練を受けている (Rasikh et al. 2018: 25)。

この女性警察幹部候補生育成プロジェクトに連携する形でJICAが行ってきたのが、「女性に対する暴力を考える」と題したジェンダー・ワークショップである。ワークショップでは、ジェンダーと開発を専門とするJICAの国際協力専門員と、日本の女性支援専門のソーシャルワーカーが、ジェンダーに関する講義とグループワークを行っている (JICA 2015)。シヴァス警察訓練センターで女性警察官が受ける研修は、銃の扱い方のような男性警察官が受ける訓練と同様のものであった。一方、女性警察官の役割として想定される、女性の被害者を

¹⁹ 同上。

²⁰ 同上。

どのように保護するのか、二次被害を与えないためにはどうしたらいいのか、そういう視点に基づいた訓練はトルコのカリキュラムになく、その必要性を考えて作られたのがジェンダー・ワークショップである²¹。

当初、このプログラムは、若い世代の新人女性警察官を対象としたものであった。2001年の同時多発テロ以降に生まれた世代は、ターリバーン政権時代を経験しておらず、未来に対して希望を抱いており、これからのアフガニスタンを支える人材として考えられたのである²²。これは過去に採用された女性警察官との確執を生む結果ともなった。新人女性警察官からは、過去に採用された女性警察官は性暴力の被害者を邪険に扱うなど、警察官としての姿勢が違っていると見ていた²³。他方、過去に採用された女性警察官としては、新人の警察官が幹部候補として採用されていくことに不満がある。そこで、高校卒業以上の学歴を要件にして、2015年度以降からは現役の女性警察官もシヴァスでの訓練に参加が可能となった。2015年、2016年には現役警察官の参加は多くなかったが、2017年には全体の半数ほどが現役の女性警察官であった²⁴。

JICAのプログラムでは、性暴力被害にあった女性を支援する専門のソーシャルワーカーが、性暴力の被害者へ寄り添うということを重視した研修を行うが、このプログラムへの反応は大きいものであった²⁵。女性警察官を志望する女性たちも、多くが暴力の被害者であったため、彼女たちにとっては、自分も「当事者」であったのである。プログラムでは、ソーシャルワーカーに自分の話を聞いてもらおうとする女性警察官が列をなした。性被害にあった少女が警察に訴えても誰も聞いてくれないという状況を仮定してのケース・スタディでは、受講者の一人が「この女の子は私のことだ」と過去を思い出して気分が悪くなり、退出することもあった。JICA担当者によれば、女性警察官は暴力の当事者であり、当事者が他の人を支援するためには、被害から回復していなければならない。また、アフガニスタン女性の多くが、家族や親戚以外の他人とコミュニケーションを

²¹ 同上。

²² 同上。

²³ 2005年の調査に基づくマレーの見解によれば、当時の女性警察官の多くが国益に基づく抑圧的な存在として自身の役割を認識している (Murray n.d.: 16-17)。

²⁴ JICA担当者へのインタビュー。

²⁵ 以下、JICAプログラムへの反応については、同上インタビューによる。

取った経験が少なく、言いたいことを伝える能力が低い。そのため、この研修では自己肯定感やアサーティブネス（自己表現力）を高めるためのプログラムが組み込まれていた。

久保田らの調査によれば、現在新人女性警察官の志望動機として、多くの者が経済的要因をあげている。多くの女性にとって、警察官は安定した給与をもらえる仕事であり、女性警察官雇用促進のために、現在は男性警察官より多い給料が支払われている（一月あたり 165US ドル）²⁶。調査対象者の 4 分の 1 は、家族への経済的支援が女性警察を志した理由である。また、キャリア・デベロップメントのために警察官を志す者も多い。弁護士、医師、パイロット、政治家といった職業になるために必要な教育を受けるための費用を警察官になることで稼ぎたいという志望動機をこたえるものも 4 分の 1 ほど存在した（Kubota et al. 2016: 20-21）。

女性警察官を志望するものには、個人的な経験も大きく作用している。新人女性警察官には、「女性を助ける」職業として警察官への憧れを語るものもいた。多くは、貧困や性暴力を受けた経験といった過去の困難から、暴力を受けた女性被害者のために「正義（justice）」をもたらすことが警察官を志した理由となっていた。警察官へ憧れを抱いていたものには、近しい家族に警察官がいることが多く、調査対象者の 20 パーセントが家族に警察官がいると回答している。また、過去に女性警察官と出会った経験も、新人女性警察官の女性警察官像に影響を与えている。彼女たちは、女性警察官は女性に対し「助けになる」「誠実な」「気遣いのある」人たちであったという印象を抱いており、女性警察官とはそのような存在であると認識している（Kubota et al. 2016: 19-22）。

このように、新人女性警察官の抱く女性警察官像は、アフガニスタンで多く聞かれる否定的女性警察官像と異なっている。しかし、女性警察官への偏見は根強く、暴力の対象にもなりやすい。特に、要職に就いている著名な女性警察官は、ターリバーンなどの標的となっている²⁷。2008 年 6 月に、ヘラートで女性警察官が

²⁶ こうした給与は、アメリカ国防省の支援によって支払われている（Rasikh et al. 2018: 22）。

²⁷ アフガニスタンでは、議員などの要職に就いている女性、著名な女性が襲撃される事件が相次いで起きている（アムネスティ国際事務局 2012）。

銃撃され殺害される最初の事件が起き、9月には、カンダハールでマラライ・カカール中佐がターリバーンによって銃殺された。カカール中佐は、カンダハール州の女性に対する犯罪対策局の局長を務め、国内外のメディアに取り上げられることも多く、おそらくアフガニスタンで最も有名な女性警察官であった (Burns 2008)。2013年には、6人の女性警察官が殺害されている (Rubin 2015)。6人のうち、ナンガハールで殺害されたパルヴィーナは、警察官であることを家族以外に隠していたが、ターリバーンと関係があった親族に知られたことが事件につながったと考えられている。父親や夫の許可があって働いていたとしても、安全とは限らないのである。事件後、パルヴィーナは「男性と性的関係にあった」と根拠のない噂を流されたが、彼女の同僚はそうした話は「嘘」だと話している (Rubin 2015)。そのような女性だから殺されても仕方がない、というニュアンスを伴った噂である。2017年にも複数の女性警察官が殺害されている。

女性に対するDVに対応し、女性警察官の特性を生かすため、2006年に作られたのが家族対応部隊 (Family Response Units, FRU) である (Hancock 2013: 16)。2013年、FRUはアフガニスタン全体で184部隊、33の州で活動していた。部隊に配属された354人中、女性警察官は24人であるが、11の部隊は女性警察官が率いている。2018年には、FRUは全ての州に設立され、全体で208の部隊数となった。FRU配属の女性警察官も109人に増えている (Rasikh et al. 2018: 22)。しかし、実際には、FRUは必要とされる権限を持たず、女性に対する暴力事件が起きたときは、基本的に犯罪捜査部 (Criminal Investigation Department, CID) の男性捜査官が扱っている (Rasikh et al. 2018: 14)。

そのような中で、FRUが比較的機能している例としてあげられるバーミヤン州は、警察官の中に女性が占める割合が多い州でもある (Dimasi and Zimmer 2017)。バーミヤン州では、2017年の時点で1,200人の警察官のうち、70人が女性である。全体の5.8パーセントが女性であり、アフガニスタン全体と比較して女性の割合が高い。州警察本部のジェンダーおよび人権課のトップは、アヤールという中佐階級の女性警察官である。バーミヤン州では、女性が暴力被害を訴えた場合、FRUの女性警察官が担当する。被害女性が危険な状態にあると判断された場合、緊急避難としてシェルターへとまわされる。

FRUを機能させるために重要なのが、コミュニティからのサポートである。

アヤールは、地域の女性と女性の権利について語る集会の場を設けている。また、地域の宗教指導者（ムッラー）と定期的に会い、女性に対する暴力を減らすための協力を得ている（Dimasi and Zimmer 2017）。ムッラーは地域の人々からの信頼が厚く、女性の権利について西洋の枠組みで話しても聞いてもらいにくいですが、ムッラーがイスラームの枠組みから話すことで人々の理解を得やすい。この地域では、ローカル NGO シュハダ機構が、ムッラーとイスラームと女性の権利について話し合い、ムッラーがコミュニティで女性の権利についてイスラームの枠組みで話すという取り組みが行われている。

女性の権利拡大や女性警察官が働くにあたってムッラーの協力を得るという取り組みは、他の地域でも NGO や個人によって行われている。2007 年、女性警察官ザイナブ・モバリーズはタカール州に配属され、州警察長官の広報担当者として地域のテレビやラジオで女性警察について話していた。しかし、これは地域で反感を買い、州都タロカンで女性警察に反対するデモが起きる事態となった。ザイナブは地域のムッラーに会い、彼らの妻が女性医師を必要とするように、家宅捜査で女性の領域を捜査するのは女性警察が好ましくないだろうかと訴えた。このような話し合いをムッラーや地域の人々と重ねた結果、女性警察への認識は変わっていき、2008 年には 5 人だったタカールの女性警察官は、2013 年には 27 人になったのである（Hancock 2013: 29）。カーブル、ヘラート、ナンガハールでは、Oxfam の地域パートナーであるアフガニスタン女性と子どもへの人道支援（Humanitarian Assistance for the Women and Children of Afghanistan, HAWCA）が、アフガニスタン政府と協力してムッラーを対象とした女性の権利について理解を得るプロジェクトを行っている。プロジェクトでムッラーに女性の権利について語る講師もムッラーである。HAWCA の担当者は、意見の分かれる問題なので、アフガニスタン宗教問題省と連携して行っていると述べている（Hancock 2013: 29）。

2018 年 11 月 25 日、筆者は女性の権利拡大を目的とするコミュニティの支援と理解を得るためのムッラーの役割について、シュハダ機構のジャワ・ワファ代表（General Executive Director）にスカイプ・インタビューを行った。ワファ氏によれば、地方の保守的な地域では、「ジェンダー」や「女性の権利」といった概念を、ネクタイをつけてカーブルのような都市から来た「トレーナー」や

「ワークショップ・ランナー」といった肩書きのものが広めるのは難しい。アフガニスタン人であっても、彼らは「外部者」「外国人」「自分たちとは違う」者であり、信用されない。そこで、アジア財団が女性の公式な司法へのアクセスを増大させるプロジェクトを募った際に、シュハダ機構ではムッラーを通じた支援プロジェクトを提案したのである。

このプロジェクトでは、ムッラーを中心とする地域対話グループ（Community Dialogue Group, CDG）が設立される。CDGは、ムッラーの他に、地主や教師のような地域で影響力を持つ人々で構成される。そこには女性や少年少女も含まれる。例えば、強制結婚の問題が起きたとき、それを知ったCDGのメンバーがCDGで報告し、よい解決策がないか議論する。議論の後、ムッラーや他のメンバーが強制結婚をさせようとしている両親のところへ行き、イスラームの枠組みから説得することで解決を図ろうとする。問題が複雑で解決されない場合、公的な司法へつなげるためにアフガニスタン独立人権委員会へと回される。

ムッラーのもう一つの役割は、地域のイベントの機会を用いて日頃から女性の権利を含めた人権について啓蒙することである。アジア財団がムッラーの協力で作った権利に関する18の小冊子をマニュアルとして、ムッラーは葬式、結婚式、婚約パーティー、金曜日の礼拝といった場で話をするとき、そのイベントに関連させて様々な権利についてイスラームの枠組みから話をする。イベントでムッラーの話を書くことで、人々は女性の権利について学ぶ仕組みとなっている。

鍵となるのは、ムッラーがイスラームに詳しいと同時に、女性差別撤廃条約や国連安保理決議第1325号なども含めた女性の権利、人権、民主主義などについても理解していることである。「ジェンダー」「人権」「女性の権利」といった概念を、イスラームの枠組みから分析して語ることでできる人物が求められる。シュハダ機構が関わった別のプロジェクトでは、州議会のメンバーにジェンダーや女性の権利についての理解を深めてもらうためにトレーナーが派遣されたが、あるムッラーからの最初の反応は、「ジェンダーについて話すなら、すぐに出て行ってくれ。ジェンダーって何だ。ジェンダーは、この国に輸入されたものだ。西洋から来た専門用語だ。異教徒の言葉だ。ジェンダーについて何も語るな」と

いうものであった。このプロジェクトでは、トレーナーがベテランであり、自分の説明がイスラームに反するものであるかまらずは聞いて判断してほしいと訴え、イスラームの枠組みで語ったことから、「それは我々の伝統にもあるものだ」という理解を得た。このエピソードが示しているように、「ジェンダー」という言葉で地域の人々の理解を得るのは、困難なのである。ワファ氏によれば、非常に保守的なムッラーが存在する一方、新しい世代のムッラーには、イスラームを信仰すると同時に、他の宗教の価値に敬意を示す者もいる。中には多元主義だというムッラーまでいるという。

しかしながら、こうしたプログラムの実行が困難な地域もある。治安が悪い地域や、中心部から遠く離れているために移動などの費用がかかる地域は、NGOがプログラムを実行することができない。加えて、識字率の低さも障害となる。年齢が高い非識字の者を説得し、考え方を変えることは難しい、とワファ氏は述べる。地方の農村では親の権力が強く、親が非識字者の場合、あるいは年長の兄弟が非識字者の場合、女性や子どもへの認識を変えるのは困難である。

最後に、パーミヤン州はハズラ人が多い地域であるが、先述のとおり、ワファ氏²⁸は、シーア派ハズラ人は女性が働くことについて比較的寛容であるため、女性警察官への志望も抵抗が少ないとの見解を示した。ハズラ人のジェンダー観については、伝統的にパシュトゥーン人よりも男女の関係が水平的ではあったが、長期にわたる紛争がよりジェンダー平等の方向に影響した（Walter 2017: 115-117）。パーミヤンはアフガニスタンの中でも貧困率が高い地域であり、パーミヤンに住むハズラ人にとって、貧困と紛争の混乱に対処する方法の一つが出稼ぎと家族やコミュニティへの送金であった。イラン、パキスタン、インドなどには、ハズラ人出稼ぎ労働者のコミュニティが存在する。出稼ぎ先のイランで、ハズラ人は男女平等の教育や就業の権利という考え方にふれ、それを肯定的に受け入れてきた。彼ら自身も、夫が出稼ぎや戦闘で不在である間、ハズラ女性は働き手となり生産労働と再生産労働（家事や育児など生産労働を支える労働）の双方に責任を負う存在になり、出稼ぎでイランやパキスタンにいるハズラ男性も、自身で家事をしなければならず、生産労働と再生産労働の双方を担った。こ

²⁸ ワファ氏自身もハズラ人である。

のような経験は、ハザラ人のジェンダー観を大きく変え、特に比較的豊かで教育程度の高いハザラ人のコミュニティでは、ジェンダー平等を肯定する傾向がある。こうしたコミュニティのシューラ（村落集会）やコミュニティ開発集会（Community Development Committee, CDC）のような意思決定過程では、男女が同席し、より平等主義的な傾向がある（Walter 2017: 115-117, 122）²⁹。他方、貧困層に属するハザラ人のコミュニティでは、生計を立てることが教育よりも優先され、そのために児童婚も行われる（Walter 2017: 119-120）。生存していくための重圧は、娘の身体を婚資を獲得するための商品として扱う伝統的価値観を優位にする。ウォルターは、ハザラ人の貧しく教育を殆ど受けていない層も娘に教育を受けさせるという考え方自体に反対しているわけではないと指摘する（Walter 2017: 119-120）。しかし、彼らにとって、治安が悪い中で長距離通学をさせることは、娘が性的暴力に合い、家族の「名誉」を汚すことにつながる（Walter 2017: 126-127）。それは、家族の「財産」を失うことである。

おわりに

本稿では、アフガニスタンにおけるジェンダー秩序・女性政策・女性運動について取り上げ、ジェンダー秩序に挑戦する存在としての女性警察官について考察した。第一節では、女性の地位向上に向けた取り組みが国家のヒエラルキーの問題に密接に結びついてきた国際政治言説について詳述し、アフガニスタンのジェンダー秩序に国際政治が与える影響を理解するための枠組みを提示した。第二節では、近代以降のアフガニスタンにおける女性の地位の変遷や女性政策、女性運動について歴史的に概観し、それを踏まえてポスト・ターリバーンのアフガニスタンにおける女性政策や女性運動、女性の経験について述べ、それらのジェンダー関係への影響について考察した。第三節では、女性に対する暴力を削減するために女性警察官を増やすにあたって、女性警察官像を変えようとするアフガニスタン政府の政策と、それに対する内外の支援について考察した。

ポスト・ターリバーンのアフガニスタンでは、女性の権利向上への政策が、

²⁹ ワファ氏へのインタビューでも、男女同席しての CDC やシューラについて述べている。

ターリバーン政権の「抑圧された」女性像と対比させ介入を正当化させる意味合いもあり、女性の存在が常にクローズアップされてきた。また、アフガニスタンの女性政治家や女性活動家も、その機会を積極的に活用してきたと言ってよい。彼女らは、ジェンダー秩序に挑戦する存在として、時に攻撃の標的となりながらも活動してきた。

一方で、女性警察官は、彼女たちの意図にかかわらず、その存在自体が旧来のジェンダー秩序に挑戦するものである。アフガニスタンでは、女性警察官に対する否定的認識が続いてきたが、国際社会の取り組みは、たとえば映像によるイメージ向上を図る取り組みでは能力の高い活躍する女性像として女性警察官を描こうとし、警察官としての訓練も男性と変わらないものがなされている。しかし、JICAの支援が示すように、新人女性警察官が目指す「女性を助ける」存在としての警察官になるためには、彼女たち自身が経験してきた暴力を乗り越えるための支援が必要とされる。この意味で、短期間の研修ながら JICA 支援の意義は大きい。

また、彼女たちは男女隔離という規範が根強く残る国で、更衣室やトイレすら男女で分けられていないという状況への不安を語る。女性を守るための基本的な設備が行われていないことの深刻さは、より取り上げられるべきであろう。近年こうした状況に対処するための取り組みが進んできてはいるが、都市部中心の支援にとどまらず、男女隔離の規範が大きい地方においてこそ、こうした支援がさらに求められる。

最後に、アフガニスタンでは、40年にわたる紛争状態が人々の生活を大きく変化させてきた。第三節で述べたハザラ人コミュニティの例が示すように、夫を亡くし働かなくてはいけない女性、生活手段を失った男性、避難先での生活といった紛争が生む状況が、アフガニスタン人のジェンダー関係に多大な影響を与えている。ハザラ人コミュニティの例では、紛争が生んだ状況は男女平等的なジェンダー観につながってきた。しかし、紛争の影響の多くが、根強いジェンダー規範の中で、女性にとって過酷な状況をもたらしていることは第二節で述べた通りである。本稿では触れられなかったが、職を失い麻薬中毒となっている男性

も多い³⁰。このような場合、女性は自身が働き手とならざるを得ないが、夫の世話・子どもの世話といった負担が重くのしかかる。女性警察官になった者にも、こうした問題を抱える者がいる (Rubin 2015)。また、以前は、女性警察官は夫を失い働くことを余儀なくされた女性の選択肢でもあったが、女性警察官像を変えていく取り組みは、そのような女性の選択肢が減ることもある。女性警察官への支援の重要性とは別に、支援からこぼれてしまう人々の存在という課題が残る。

参考・引用文献

【外国語文献】

- Ahmed-Ghosh, Huma. 2003. "A History of Women in Afghanistan: Lessons Learnt for the Future Or Yesterdays and Tomorrow: Women in Afghanistan." *Journal of International Women's Studies*, Vol. 4, No. 3, May 2003.
- Brodsky, Anne E. 2011. "Centuries of Threat, Centuries of Resistance: The Lessons of Afghan Women's Resilience." In Jennifer Heath and Ashraf Zahendi eds. *Land of the Unconquerable: The Lives of Contemporary Afghan Women*. Berkeley and Los Angeles, CA: University of California Press.
- Burki, Shireen Khan. 2011. "The Politics of *Zan* from Amanullah to Karzai: Lessons for Improving Afghan Women's Status." In Jennifer Heath and Ashraf Zahendi eds. *Land of the Unconquerable: The Lives of Contemporary Afghan Women*. Berkeley and Los Angeles, CA: University of California Press.
- Burns, John F. 2008. "Taliban Claim Responsibility in Killing of Key Female Afghan Officer." *The New York Times*, 28 Sept. 2008.
<https://www.nytimes.com/2008/09/29/world/asia/29afghan.html> (最

³⁰ 林 (2016: 260) によるカーブル近郊の農村女性へのインタビュー調査では、経済・教育と並んで男性家族の麻薬問題が主要な困難として挙げられている。

終閲覧日 2018 年 11 月 25 日)

Cameron, Elizabeth, and Jorrit Kamminga. 2014. "Behind Closed Doors: The Risk of Denying Women a Voice in Determining Afghanistan's Future." *OXFAM Briefing Paper*, No.200, 24 Nov. 2014.

https://www.oxfam.org/sites/www.oxfam.org/files/file_attachments/bp200-behind-doors-afghan-women-rights-241114-en.pdf (最終閲覧日 2018 年 11 月 15 日)

Dimasi, Michelle Jasmin, and Daniel Zimmer. 2017. "The Role of Policewomen in Ending Gender Violence in Afghanistan." *E-International Relations*. <https://www.e-ir.info/2017/08/03/the-role-of-policewomen-in-ending-gender-violence-in-afghanistan/> (最終閲覧日 2018 年 11 月 25 日)

Erlanger, Steven. 2001. "A Nation Challenged: Rights; In Bonn, Three Champions for Afghan Women." *The New York Times*, Nov. 30, 2001. <https://www.nytimes.com/2001/11/30/world/a-nation-challenged-rights-in-bonn-three-champions-for-afghan-women.html> (最終閲覧日 2018 年 11 月 28 日)

Esfandiari, Golnaz. 2009. "New Law Seen As Setback For Afghan Women's Rights." *Radio Free Europe*, April 4 2009. https://www.rferl.org/a/New_Law_Seen_As_Setback_For_Afghan_Womens_Rights/1601618.html (最終閲覧日 2018 年 11 月 28 日)

Frogh, Wazhma. 2017. "Afghanistan's National Action Plan: 'A Wish List of Many Dreams.'" *The LSE Women, Peace and Security Working Paper Series*, Oct. 2017. <http://blogs.lse.ac.uk/wps/2017/11/28/afghanistans-national-action-plan-a-wish-list-of-many-dreams-wazhma-frogh-102017/> (最終閲覧日 2018 年 11 月 25 日)

Gentile, Carmen. 1999. "Searching for Freedom from the Taliban." *Middle East Times*, May 9, 1999. <http://www.rawa.org/metimes.htm> (最終閲覧日 2018 年 11 月 27 日)

- Gerstenzang, James, and Lisa Getter. 2001. "Laura Bush Addresses State of Afghan Women." *Los Angeles Times*, 18 Nov. 2001
<http://articles.latimes.com/2001/nov/18/news/mn-5602> (最終閲覧日 2018年11月20日)
- Ghubar, Gulabuddin. 2018a. "Ceremony Marks Start Of Work On Women's Police Town." *TOLO news*, 9 April 2018.
<http://prod.tolonews.com/afghanistan/ceremony-marks-start-work-women%E2%80%99s-police-town> (最終閲覧日 2018年11月25日)
- . 2018b. "MPs, Activists Welcome Anti-Harassment Law." *TOLO news*, 27 April 2018.
<https://www.tolonews.com/afghanistan/mps-activists-welcome%C2%A0anti-harassment-law> (最終閲覧日 2018年11月27日)
- Hancock, Louise. 2013. "Women and the Afghan Police: Why a Law Enforcement Agency That Respects and Protects Females Is Crucial for Progress." Oxfam Briefing Paper, No. 173. 10 Sept. 2013.
<https://www.oxfam.org/sites/www.oxfam.org/files/bp-173-afghanistan-women-police-100913-en.pdf> (最終閲覧日 2018年11月15日)
- Heath, Jennifer. 2011. "Introduction." In Jennifer Heath and Ashraf Zahendi eds. *Land of the Unconquerable: The Lives of Contemporary Afghan Women*. Berkeley and Los Angeles, CA: University of California Press.
- Jackson, Ashley. 2009. *The Cost of War: Afghan Experiences of Conflict, 1978-2009*. Oxfam.
news.bbc.co.uk/2/shared/bsp/hi/pdfs/18_11_09_oxfam_afghan.pdf (最終閲覧日 2018年11月10日)
- Jalal, Massouda, Malalai Joya, Fawzia Koofi, and Azita Rafat. 2011. "Voices of Parliamentarians: Four Women MPs Share Their Thoughts." In Jennifer Heath and Ashraf Zahendi eds. *Land of the Unconquerable: The Lives of Contemporary Afghan Women*. Berkeley and Los Angeles, CA: University of California Press.

- Kubota, Makiko, Nami Takashi, Mayesha Alam, Anna Applebaum, and Briana Mawby. 2016. “Strengthening the Afghan National Police: Recruitment and Retention of Women Officers.” *Paper Series on Women, Peace and Security: Afghanistan Case Study*. Japan International Cooperation Agency and Georgetown Institute for Women, Peace and Security.
https://www.jica.go.jp/jicari/publication/booksandreports/175nbg00000697z9att/Case_Study_on_Afghanistan.pdf (最終閲覧日 2018年10月20日)
- Larson, Anna. 2011. “Women’s Political Presence: A Path to Promoting Gender Interests?” In Jennifer Heath and Ashraf Zahendi eds. *Land of the Unconquerable: The Lives of Contemporary Afghan Women*. Berkeley and Los Angeles, CA: University of California Press.
- Levi, Scott. 2009. “The Long, Long Struggle for Women’s Rights in Afghanistan.” *Origins: Current Events in Historical Perspective*. The History Departments at The Ohio State University and Miami University.
<https://origins.osu.edu/article/long-long-struggle-women-s-rights-afghanistan> (最終閲覧日 2018年11月27日)
- Murray, Tonita. n.d. “Report on the Status of Women in the Afghan National Police.” CANADEM.
https://canadem.ca/documents/Tonita_Murray_Survey_Women_in_A NP.pdf (最終閲覧日 2018年11月15日)
- Rasikh, Saliha, Enayatullah Osmani and Wazhma Frogh (WPSO); Jorrit Kamminga and Akram Zaki (Oxfam). 2018. “Afghan Women Police: Tomorrow’s Force for Inclusive Security.”
<http://www.acbar.org/upload/1532493123359.pdf> (最終閲覧日 2018年11月25日)
- Rubin, Alissa J. 2015. “Afghan Policewomen Struggle Against Culture.” *The New York Times*, 1 Mar. 2015.

- <https://www.nytimes.com/2015/03/02/world/asia/afghan-policewomen-struggle-against-culture.html> (最終閲覧日 2018年11月27日)
- Ryan, Kyla. 2014. "Rula Ghani, Afghanistan's Unusually Prominent First Lady." *The Diplomat*, Dec. 7, 2014.
<https://thediplomat.com/2014/12/rula-ghani-afghanistans-unusually-prominent-first-lady/> (最終閲覧日 2018年11月25日)
- Schneider, Cornelia. 2005. "Striking a Balance in Post-Conflict Constitution-Making: Lessons from Afghanistan for the International Community."
<http://www.peacestudiesjournal.org.uk/docs/July05Schneider.pdf> (最終閲覧日 2018年11月27日)
- Steel, Jonathan. 2002. "Female minister 'is Afghan Rushdie.'" *The Guardian*, 18 Jun. 2002.
<https://www.theguardian.com/world/2002/jun/18/afghanistan.jonathansteele> (最終閲覧日 2018年11月20日)
- Tang, Alisa. 2011. "Selling Sex in Afghanistan." In Jennifer Heath and Ashraf Zahendi eds. *Land of the Unconquerable: The Lives of Contemporary Afghan Women*. Berkeley and Los Angeles, CA: University of California Press.
- Towns, Ann E. 2010. *Women and States: Norms and Hierarchies in International Society*. Cambridge: Cambridge University Press.
- UNESCO Office in Kabul. 2017. "Enhancement of Literacy in Afghanistan (ELA) Programme."
<http://www.unesco.org/new/en/kabul/education/youth-and-adult-education/enhancement-of-literacy-in-afghanistan-iii/> (最終閲覧日 2018年11月25日)
- UN Women n.d. "UN Women Afghanistan."
<http://asiapacific.unwomen.org/en/countries/afghanistan> (最終閲覧日 2018年11月15日)

Walter, Ben. 2017. *Gendering Human Security in Afghanistan: In a Time of Western Intervention*. Oxford and New York: Routledge.

【日本語文献】

- アムネスティ国際事務局. 2012. 「アフガニスタン：女性公務員を殺害した者の裁きを急げ」『アムネスティ国際ニュース』2012年7月13日.
https://www.amnesty.or.jp/news/2012/0726_3318.html（最終閲覧日2018年11月25日）
- 尾崎久仁子. 2007. 「国連におけるジェンダー主流化について」植木俊哉・土佐弘之編『ジェンダー法・政策研究叢書第7巻 国際法・国際関係とジェンダー』東北大学出版会.
- 軽部恵子. 2007. 「国際人権法とジェンダー：女性差別撤廃条約を中心に」植木俊哉・土佐弘之編『ジェンダー法・政策研究叢書第7巻 国際法・国際関係とジェンダー』東北大学出版会.
- 辻上奈美江. 2014. 『イスラーム世界のジェンダー秩序—「アラブの春」以降の女性たちの闘い』明石書店.
- 土佐弘之. 2000. 『グローバル／ジェンダー・ポリティクス—国際関係論とフェミニズム』世界思想社.
- . 2007. 「主体化の暴力からケアの倫理へ—現実主義を超える理念としての人間 の安全保障」植木俊哉・土佐弘之編『ジェンダー法・政策研究叢書第7巻 国際法・国際関係とジェンダー』東北大学出版会.
- 登利谷正人. 2005. 「アフガニスタン新憲法翻訳」鈴木均編著『ハンドブック現代アフガニスタン』明石書店.
- 信田理奈. 2015. 『ジェンダー平等の国際的潮流—国際女性年（1975）以降の動きを通して』三恵社.
- バトラー、ジュディス. 1999. 『ジェンダー・トラブル—フェミニズムとアイデンティティの攪乱』（竹村和子訳）青土社.
- 林裕. 2016. 「届かない声—ジェンダー平等に向けた取組みとアフガニスタン農村女性の声から見える落差」原隆一・中村菜穂編『イラン研究万華鏡—文学・政治経済・調査現場の視点から—』大東文化大学東洋研究所.

山岸智子. 2007. 「テロリスト討伐と女性像—中東研究の立場から」 植木俊哉・土佐弘之編『ジェンダー法・政策研究叢書第7巻 国際法・国際関係とジェンダー』東北大学出版会.

JICA. 2015. 「アフガニスタンの女性警官として暴力にどう向き合うか—トルコでジェンダー・ワークショップを開催」2015年2月27日.
https://www.jica.go.jp/topics/news/2014/20150227_01.html (最終閲覧日 2018年11月28日)